

目 次

悩みはひとりで背負わないで	1
平成 26 年労働組合基礎調査の結果について	2
茨城県立産業技術短期大学校・産業技術専門学院のご案内	3
平成 27 年 4 月施行 パートタイム労働法改正の要点	4
茨城労働局に「働き方改革」推進本部を設置～働き方の見直しを～	5
労働委員会の窓から	6
平成 26 年における労働委員会の活動状況を報告します	7
労働委員会制度について	8
勤労青少年ホーム・働く婦人の家を利用しましょう	9

悩みはひとりで背負わないで

～茨城カウンセリングセンターのご案内～

(公財)茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階	月～土 10:00～18:00 (日・祝日除く)	1 回につき 3,240 円	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申し込みください。 電話 029-225-8580 受付時間は 月～金 9:00～17:00 土 10:00～17:00
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウエル牛久」 2 階小会議室 (1 階は中央労働金庫 牛久出張所)	月 1 回実施 (日程はお電話 等でご確認くだ さい) 13:00～17:00	面接時間は 約 50 分	

【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター

水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階

電話 : 029-225-8580

URL : <http://www.sunshine.ne.jp/~iccnnet/>

平成 26 年労働組合基礎調査の結果について

1 調査の概要

この調査は、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、県内におけるすべての労働組合を対象として毎年 6 月 30 日現在で実施しています。

2 結果の概要

①労働組合数、労働組合員数状況

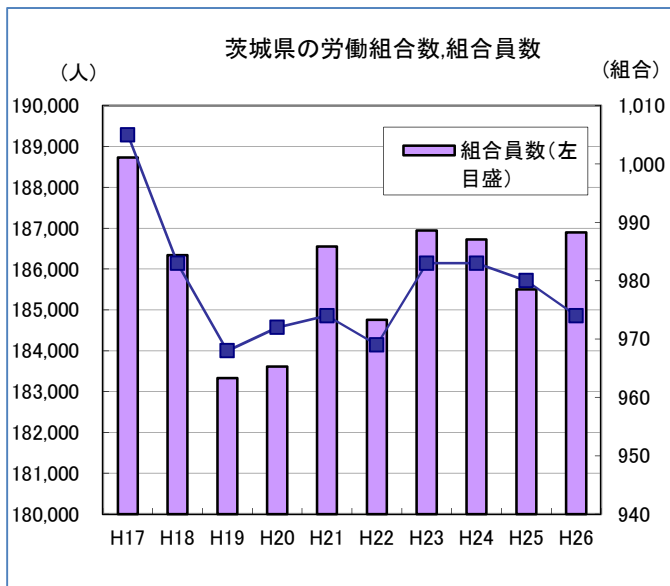
茨城県内の労働組合数は 974 組合で、前年に比べ 6 組合（△0.6%）減少しました。

労働組合員数は 186,895 人で、前年に比べ 1,390 人（0.7%）増加しました。

表 1 過去 10 年間の労働組合数、組合員数の推移

	組合数		組合員数	
	(組合)	対前年増加率 (%)	(人)	対前年増加率 (%)
H17	1,005	-1.3%	188,734	-2.7%
H18	983	-2.2%	186,340	-1.3%
H19	968	-1.5%	183,328	-1.6%
H20	972	0.4%	183,616	0.2%
H21	974	0.2%	186,556	1.6%
H22	969	-0.5%	184,761	-1.0%
H23	983	1.4%	186,948	1.2%
H24	983	0.0%	186,726	-0.1%
H25	980	-0.3%	185,505	-0.7%
H26	974	-0.6%	186,895	0.7%

グラフ 1 過去 10 年間の労働組合数、組合員数の推移



②パートタイム労働者の状況

①のうち、パートタイム労働者を組合員としている労働組合（パートタイム労働組合）数は 153 組合で、前年に比べ 5 組合（3.4%）増加しました。

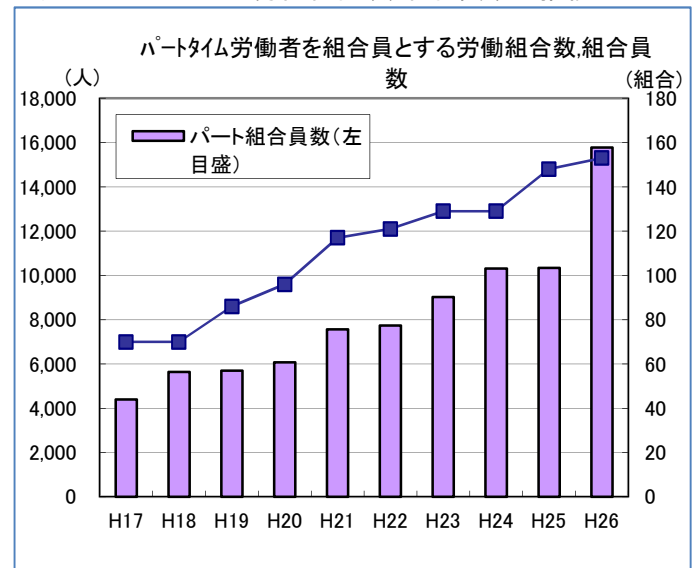
パートタイム労働組合員数は 15,769 人で、前年に比べ 5,431 人（52.5%）増加し、平成 17 年から 10 年連続の増加となりました。

表 2 パートタイム労働者を組合員とする

労働組合数、組合員数の推移（表 1 の内数）

	組合数		組合員数	
	(組合)	対前年増加率 (%)	(人)	対前年増加率 (%)
H17	70	-2.8%	4,393	6.5%
H18	70	0.0%	5,638	28.3%
H19	86	22.9%	5,697	1.0%
H20	96	11.6%	6,073	6.6%
H21	117	21.9%	7,569	24.6%
H22	121	3.4%	7,737	2.2%
H23	129	6.6%	9,025	16.6%
H24	129	0.0%	10,306	14.2%
H25	148	14.7%	10,338	0.3%
H26	153	3.4%	15,769	52.5%

グラフ 2 パートタイム労働組合数、組合員数の推移



県内労働組合の皆様には、調査にご協力いただきありがとうございました。

平成 27 年の調査にもご協力賜りますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

茨城県労働政策課労働経済・福祉グループ
TEL : 029-301-3640

平成 27 年度産業技術専門学院生 追加募集のご案内

県立産業技術専門学院では、ものづくり人材の育成を推進しています。

少人数指導で専門的な知識・技能の習得，資格取得をサポートし，技能者としての就職を目指します。

現在，平成 27 年度に入学する訓練生を追加募集しています。

高校等新卒者や既卒未就職者，離職者，企業の在職者などなたでも応募できますので，是非，ご応募ください。

また，企業の在職者につきましては，「キャリア形成促進助成金（相談窓口 茨城労働局）」が活用できる場合があります。

○追加募集訓練科

日立学院（機械加工科，金属加工科）

鹿島学院（プラント保守科）

筑西学院（機械システム科，電気工事科）

日立産業技術専門学院

〒316-0032 日立市西成沢町 3-9-1

TEL:0294-35-6449

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/hsangi/>

産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院

〒311-1131 水戸市下大野町 6342

TEL:029-269-2160

<http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/>

鹿島産業技術専門学院

〒311-2223 鹿嶋市大字林 572-1

TEL:0299-69-1171

<http://business2.plala.or.jp/kasigise/>

筑西産業技術専門学院

〒308-0847 筑西市玉戸 1336-54

TEL:0296-24-1714

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/u/shsangi/>

土浦産業技術専門学院

〒300-0849 土浦市中村西根番外 50-179

TEL:029-841-3551

<http://www.t-gakuin.ac.jp/>

茨城県商工労働部職業能力開発課

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL:029-301-3661

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shokuno/shokuno.htm>

☆訓練の様子はブログなどで紹介しています。ぜひご覧ください！！

「茨城県ものづくり人材育成ブログ」

<http://blog.livedoor.jp/shokunoibaraki/>



平成27年4月施行 パートタイム労働法改正の要点

I 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲の拡大

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲

【現行】(1)～(3)すべて該当

- (1)職務の内容が正社員と同一
- (2)人材活用の仕組みが正社員と同一
- (3)無期労働契約を締結している



【改正後】

- (1)(2)が同一であれば、正社員との差別的取扱いが禁止される。

II 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

III パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理措置について、説明しなければなりません。

【事業主が説明することとされる雇用管理措置の内容の例】

- どのような賃金制度なのか ○どのような正社員転換推進措置があるか
- どのような教育訓練や福利厚生施設の利用の機会があるか など

IV パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

【相談窓口の明示義務】

○労働条件通知書など文書の交付等による明示が必要です

- * 法改正に対応した労働条件通知書は、以下よりダウンロードしご利用ください
茨城労働局 HP トップ→「各種法令・制度・手続き」→「機会均等・両立支援・パート関係」→「改正パートタイム労働法に対応した労働条件通知書」4 ページ

【相談窓口の例】

○相談担当者の氏名、相談担当役職、相談担当部署 など

相談窓口について、その名称や窓口が組織か個人であるかは問いません

- * 「昇給」「賞与」「退職手当」の有無は現行法と同様に明示義務があります

※他に、虚偽報告等に対する過料や厚生労働大臣の勧告に従わない企業名の公表制度が創設され、葬儀の勤務しなかったことを理由に解雇等が行われることは適当でないことが指針に明示されました。

お問い合わせ先 茨城労働局雇用均等室 TEL029-224-6288 まで

茨城労働局に「働き方改革」推進本部 を設置

～ 働き方の見直しを ～

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 において、新たに講ずべき具体的施策として「働き方改革」の実現が掲げられました。また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」では、基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられています。

こうしたことを踏まえ、茨城労働局（局長 中屋敷勝也）は、県内の多くの企業が、企業トップの発意により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇が取得しやすい職場環境づくりなどに取り組み、これまでの長時間労働や転勤が前提の「働き方」が見直されるよう、労働局長を本部長とし、茨城県商工労働部労働政策課長にも本部員として参加いただいた上で、茨城労働局働き方改革推進本部を設置しました。1月9日に第1回会議を開催し取組方針を確認後、各団体や個別企業に対して、働き方の見直しが行われるよう要請を行っています。

☆ 構成メンバー

本部長 茨城労働局長
副本部長 茨城労働局 労働基準部長
本部員 茨城県商工労働部 労働政策課長
茨城労働局 職業安定部長
茨城労働局 雇用均等室長
茨城労働局 総務部 企画室長



☆ 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)における政府目標

	平成 20(2008)年	を	目標(2020年)	に
週労働時間60時間以上の割合	10.0%		5割減(5%)	
年次有給休暇取得率	47.4%		70%	

●茨城県の現状

- 平成 25 年 1 か月当たり 総実労働時間 150.0 時間 (全国平均 145.5 時間)
所定外労働時間 13.9 時間 (同 10.6 時間)
(事業所規模5人以上)

※月総労働時間は全国平均を上回り、所定外労働時間は47都道府県で最長

- 平成 25 年 年次有給休暇取得率 55.76% (全国平均 48.82%)

※ 全国2位の取得率であるが 政府目標に及ばない

平成 24 年の週間就業時間60時間以上（月時間外労働80時間に相当）の労働者の割合は、茨城県で8.5%（約12人に1人）と、「新成長戦略」の政府目標の達成には、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進の一層の取組が必要

☆ 取組方針

- 「働き方改革」の趣旨、重要性について、産業界をはじめとする県内関係者への積極的な周知啓発に取り組み、県内における機運の醸成を図る。
- 「働き方改革」に向けた取組に関する要請書を茨城県内労使団体に対し手交し、働き方改革促進に向けた周知啓発等の協力を要請する。
- 県内の主要企業等に対し、長時間労働の抑制、休暇取得促進等の働きかけを実施する。

労働委員会の窓から

H26. 12. 1

～

H27. 1. 31

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

📌 今期の事件の状況

☑ 審査事件（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを審査し、該当する場合救済を図る制度）

…当該期間中に新規申立ての事件はありませんでした。

また、1件の係属事件が終了しました。現在3件が係属中です。

【終了事件の概要】

事件名	業種	申立年月日	申立事項	終了状況
H25(不) 2号事件	卸売業, 小売業	H25. 4. 16	1 原職復帰 2 バックペイ (注)	平成26年12月10日、当事者双方に、申立事項を全部救済する命令書を交付し、事件は終了。

(注) バックペイとは、労働委員会が労働者の解雇を不当労働行為によるものと認めた場合、使用者に支払いが命じられる労働者の原職復帰時までの賃金をいいます。

☑ 調整事件（労働組合と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）

…当該期間中に新規申請が1件ありました。

また、1件の係属事件が終了しました。現在1件が係属中です。

【新規事件の概要】

争議名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(株) F 争議	飲食サービス業	H27. 1. 26 労働組合	団体交渉の応諾

【終了事件の概要】

争議名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終了状況
(株) E 争議	運輸業, 郵便業	H26. 11. 14 労働組合	「会議室の一時使用について従来通りの取り扱いに戻すこと」ならびに「不誠実団交を改め、団体交渉確認を履行すること」	平成26年12月1日、被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、あっせん不開始として終了。

☑ 個別あっせん事件（労働組合に加入していない労働者と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）

…当該期間中に新規申請の事件はありませんでした。

📌 労働委員会用語講座

「不当労働行為の審査手続の傍聴」について

不当労働行為の審査手続において、「調査」は通常非公開で行われるため、傍聴することはできませんが、「審問」は通常公開で行われるので、一般の方も自由に傍聴することができます。（傍聴希望者が多数の場合は、傍聴者数を制限することがあります。）

詳しくは、労働委員会事務局までお問い合わせください。

平成26年における労働委員会の活動状況を報告します

1. 調整事件

(1) 取扱状況

平成26年における調整事件の取扱件数は3件で、組合側からの申請2件、使用者からの申請1件でした。この内訳は、前年からの繰越しが1件、新規申請が2件でした。

なお、新規係属事件を業種別にみると、「運輸業、郵便業」が2件でした。

昨年と比較すると、事件数は3件少なくなっています。

	H25年	H26年	前年比
調整事件数	6件	3件	△3件

(2) 終結状況

係属した事件3件すべてが終結しました。終結状況は、あっせん案受諾による解決が1件、打ち切りが1件、不開始が1件でした。

2. 審査事件

(1) 取扱状況

平成26年における不当労働行為事件の審査の取扱件数は5件でした。この内訳は、前年からの繰越しが4件、新規申立てが1件でした。

なお、新規係属事件を業種別にみると、「運輸業、郵便業」が1件でした。

昨年と比較すると、事件数は4件少なくなっています。

	H25年	H26年	前年比
審査事件数	9件	5件	△4件

(2) 終結状況

係属した事件5件のうち、2件が終結し、3件は翌年に繰り越しました。終結状況は、命令発出が2件でした。

3. 個別的労使紛争に係るあっせん事件

(1) 取扱状況

平成26年における個別的労使紛争に係るあっせんの取扱件数は3件で、すべて労働者からの新規申請でした。

なお、新規係属事件を業種別にみると、「サービス業」が1件、「製造業」が2件でした。

昨年と比較すると、事件数は1件少なくなっています。

	H25年	H26年	前年比
個別あっせん事件数	4件	3件	△1件

(2) 終結状況

係属した事件3件はすべて終結しました。終結状況は、すべて不開始でした。

(3) 労働相談

平成26年に労働委員会に直接相談のあった個別的労使紛争に関するものは70件（個別あっせんに係る労働相談会6件含む）でした。

相談内容は、「経営又は人事」に関するものが29件、以下、「賃金等」関係が18件、「労働条件等」関係が15件、「職場の人間関係」が8件及び「その他」が8件でした。

(※複数項目に該当する相談があるため、相談件数と相談内容の内訳は一致しません。)



労働委員会制度について

労働委員会のしくみや役割をご紹介します。労働委員会で行う相談や手続きなどはすべて無料、秘密厳守で行っていますので、労使間のトラブルでお悩みの場合は、お気軽にお問い合わせください。

1. 労働委員会のしくみ

■労使間の問題は、当事者による自主解決が原則です！

しかし、自主解決が困難な場合、**労使紛争の解決にあたるための公的機関**が労働委員会です。

■茨城県労働委員会は、**労働組合法に基づいて設置された県の行政機関**です。

労働委員会には、各都道府県に設置されている都道府県労働委員会と、国に設置されている中央労働委員会があります。

■労働委員会は、下表のとおり、**公・労・使の三者構成からなる合議制の機関**です。

茨城県労働委員会は、15人の委員で構成されています。

委員構成	委員の性格・任命
公益委員 5人	公平な第三者の性格を持ち、労働者委員及び使用者委員の同意を得て知事が任命します。（弁護士、大学教授等）
労働者委員 5人	労働者の代表者ですが、単なる利益代表ではなく、労働者側の事情を正しく反映する立場にあり、労働組合の推薦に基づき知事が任命します。（労働組合の役員等）
使用者委員 5人	使用者の代表者ですが、単なる利益代表ではなく、使用者側の事情を正しく反映する立場にあり、使用者団体の推薦に基づき知事が任命します。（企業経営者、会社役員等）

◎**労使紛争の解決のためには、中立・公平であることが一番大切である**ため、このような仕組みになっています。

■また、労働委員会には、公益委員の中から委員の互選によって選ばれる会長・会長代理と、委員を補佐し事務を整理するための事務局が置かれています。



2. 労働委員会の役割

■労働委員会には、次のとおり調整的役割と判定的役割があります。

①調整的役割

労働争議の調整、公益事業における争議行為の予告通知の受理等を行っています。

労働争議の調整	労働組合又は使用者（あるいは双方）の申請に基づき、労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）を行います。
争議行為の予告通知	公益事業で争議行為をしようとする場合には、労働委員会と知事にその旨を通知しなければなりません。

②判定的役割

不当労働行為の審査、労働組合の資格審査等を行っています。

不当労働行為の審査	労働組合法では、正当な理由のない団体交渉の拒否等の行為を不当労働行為として禁止しています。労働組合又は労働者の救済申立てに基づき、不当労働行為の審査を行います。
労働組合の資格審査	不当労働行為の救済申立て、法人登記の申請等を行う際に、その組合の資格審査を行います。

【お問い合わせ先】

茨城県労働委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/tirou/tirou.htm>

勤労青少年ホーム・働く婦人の家を利用しましょう

県内には、8箇所の勤労青少年ホーム及び6箇所の働く婦人の家があり、中小企業等で働く青少年や女性労働者の福祉の増進を図るため、スポーツやレクリエーション、文化教養等の余暇活動を行う場を提供しています。

詳細については、各勤労青少年ホーム及び働く婦人の家へお問い合わせください。

●勤労青少年ホーム一覧

名称	所在地	電話番号
土浦市勤労青少年ホーム	土浦市文京町 9-2	029-822-7921
古河市総和勤労青少年ホーム	古河市北利根 10	0280-92-2505
石岡市勤労青少年ホーム	石岡市石岡 2149-3	0299-24-0322
下妻市勤労青少年ホーム	下妻市砂沼新田 15	0296-43-7423
常総市勤労青少年ホーム	常総市水海道栄町 2680-1	0297-23-0667
取手市立勤労青少年ホーム	取手市白山 5-1-1	0297-73-5671
かすみがうら市勤労青少年ホーム	かすみがうら市稲吉 2-6-25	029-831-5896
境町勤労青少年ホーム	猿島郡境町長井戸 1689-1	0280-87-5858

●働く婦人の家一覧

名称	所在地	電話番号
日立市女性センター	日立市鮎川町 1-1-10	0294-36-0554
古河市働く女性の家	古河市北利根 10	0280-92-2505
下妻市働く婦人の家	下妻市今泉 240	0296-43-7929
取手市立働く婦人の家	取手市白山 5-1-1	0297-73-5671
つくば市働く婦人の家	つくば市沼田 40-2	029-866-2127
かすみがうら市働く女性の家	かすみがうら市稲吉 3-15-67	029-831-2234



茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
 3月号 第686号 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 平成 27 年 3 月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>